

第3章 災害応急対策

第1 医療・救護関係

1. 病院・医療機関（資料52）

NO	名 称	所 在	電 話	診 療 科 目	病床数
1	医療法人慈久会 谷病院	本宮字南町裡 149	33-2721	内・小・外・整・産婦・耳	164
2	医療法人落合会 東北病院	青田字花掛 20	33-2588	内・精・神	212
3	池田眼科医院	本宮字仲町 22-3	34-4100	眼	
4	いしわたクリニック	荒井字東学壇 11-1	63-2826	内・泌・外	
5	医療法人上遠野内科医院	本宮字荒町 54	33-5866	内・呼	
6	医療法人渡辺クリニック	高木字高木 19-6	34-3311	内・胃・外・肛	
7	よしだこどもクリニック	高木字平内 67-15	34-6418	小	
8	医療法人幹正会 よしだ内科	本宮字一ツ屋 1-1	63-2333	内・消・循・呼	
9	やなぎほり皮膚科クリニック	高木字平内 74-1	24-1028	皮・ア	
10	本宮市国民健康保険白岩診療所	白岩字田中 225-8	44-2008	内	
11	もとみや整形外科クリニック	高木字熊ノ木 5	24-7035	整・リ	
12	(医)朝陽会橋本クリニック	白岩字馬場 110-1	64-2552	内・胃・小・ア	

2. 安達歯科医師会本宮地区（資料53）

NO	名 称	所 在	電 話	診 療 科 目	病床数
1	荒井歯科クリニック	荒井字久保田 92-1	33-3133	歯	
2	医療法人 鈴木歯科医院	高木字平内 67-5	34-3457	歯	
3	国分歯科医院	本宮字中條 30-8	34-2074	歯	
4	国分歯科医院	本宮字兼谷 54	34-2226	歯	
5	大道寺歯科医院	本宮字下町 50-5	33-3307	歯	
6	のうち歯科クリニック	本宮字万世 132-3	63-2288	歯・小歯	
7	もとみやデンタルクリニック	高木字滝ノ入 51-50	34-4185	歯・小歯・矯歯 口外	
8	まゆみ歯科クリニック	本宮字万世 209-1	33-3666	歯	
9	あい歯科クリニック	本宮字南町裡 47	33-5888	歯・小歯・矯歯 口外	
10	白澤歯科クリニック	本宮字万世 164-1	33-3358	歯	
11	白沢中央歯科医院	糠沢字石神 112	44-4360	歯	
12	あさひデンタルクリニック	荒井字東学壇 28-1	63-1711	歯	
13	JA 歯科医院もとみや	本宮字戸崎 14-1	24-7980	歯・口外	

3. 医薬品・衛生材料・消毒薬剤調達先（資料54）

1/2

NO	名 称	所 在	電 話	業 種 区 分	備考
1	コスモ調剤薬局本宮店	高木平内 67-8	33-6600	薬局	
2	有限会社国崎薬局	本宮字下町 15	34-2013	薬局・薬局製 造	
3	松坂薬局	本宮字下町 55	33-2248	薬局	

(資料 54)

2 /

2

NO	名 称	所 在	電 話	業 種 区 分	備 考
4	郡山調剤薬局 本宮店	本宮字荒町 49-9	63-1155	薬局	
5	薬局サン・メリー 本宮店	高木字高木 17-1	34-1551	薬局	
6	コスモ調剤薬局本宮 本宮西店	本宮字一ツ屋 2-4	63-0022	薬局	
7	コスモ調剤薬局本宮 本宮南店	荒井字東学壇 11-5	63-0091	薬局	
8	株式会社 遠藤薬局	本宮字中條 51	34-2061	薬局・薬局製造	
9	株式会社三陽物流センター	荒井字青田原 209-6	36-5550	卸売一般販売業	
10	株式会社アスカム本宮センター	荒井字甲斐 1-1	36-6431	卸売一般販売業	
11	イトー薬舗	本宮字上町 35-4	34-2456	薬種商販売業	
12	そうごう薬局 本宮店	本宮字南町裡 117-3	34-6031	薬局	
13	エール薬局 高木店	高木字平内 74-1	63-2511	薬局	
14	ツルハドラッグ本宮店	荒井字久保 132-8-2	63-5380	薬種商販売業	
15	ツルハドラッグ本宮中央店	本宮字万世 195-1	63-1268	薬種商販売業	
16	ウエルシア福島本宮店	本宮字館町 194	63-1620	薬種商販売業	
17	イトー薬舗	本宮字上町 35-4	34-2456		
18	みずいろ調剤薬局	本宮字南町 109-17	34-2205		
19	サンドラック本宮店	高木字平内	63-1622		
20	薬王堂 本宮高木店	高木字舟場 3-1	24-5161		
21	もとみや調剤薬局	本宮字大町 1-6	34-1189		

4. 福島県災害時医薬品等供給マニュアル（抜粋）（資料 55）

福島県災害時医薬品等備蓄供給システム

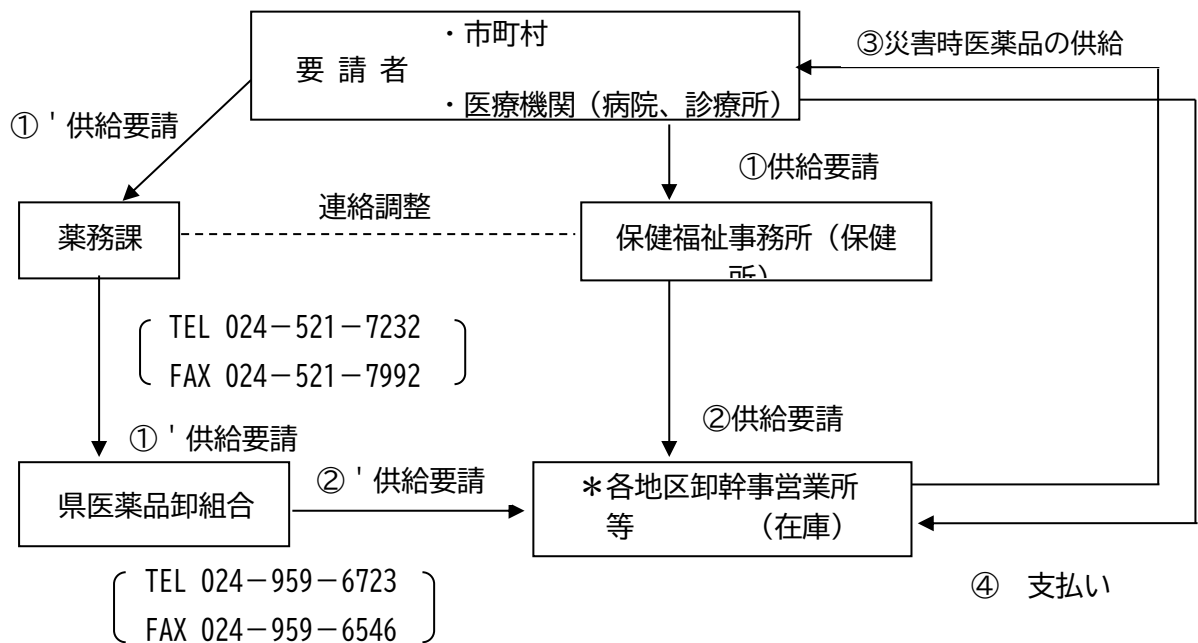
このシステムは、災害発生時に県民が必要とする医薬品等（消毒薬含む）を初動期（発生から1～3日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内の6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 福島県薬務課 | （電話 024-521-7232） |
| 福島県医薬品卸組合（東北アルフレッサ） | （電話 024-959-6723） |

災害時医薬品等供給フローチャート



①② : 通常

①'②' : 災害が広域、又は保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

***各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所**

県北	： 県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103,	FAX 024-534-4162)
	： 株式会社スズケン福島支店	(TEL 024-525-1233,	FAX 024-535-8467)
県中	： 県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817,	FAX 0248-75-7825)
	： 東北アルフレッサ株式会社	(TEL 024-959-6614,	FAX 024-959-6135)
	： 郡山物流センター		
県南	： 県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479,	FAX 0248-23-1252)
	： 株式会社バイタルネット白河支店	(TEL 0248-23-2811,	FAX 0248-23-2231)
会津	： 会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512,	FAX 0242-29-5513)
	： 東邦薬品株式会社会津営業所	(TEL 0242-27-1771,	FAX 0242-27-0654)
相双	： 相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328,	FAX 0244-26-1332)
	： 東北アルフレッサ株式会社	(TEL 0244-22-5141,	FAX 0244-24-1484)
	： 南相馬支店		
いわき	： いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590,	FAX 0246-27-8600)
	： 株式会社メディセオいわき支店	(TEL 0246-27-2821,	FAX 0246-27-2851)

福島県災害時衛生材料等備蓄供給システム

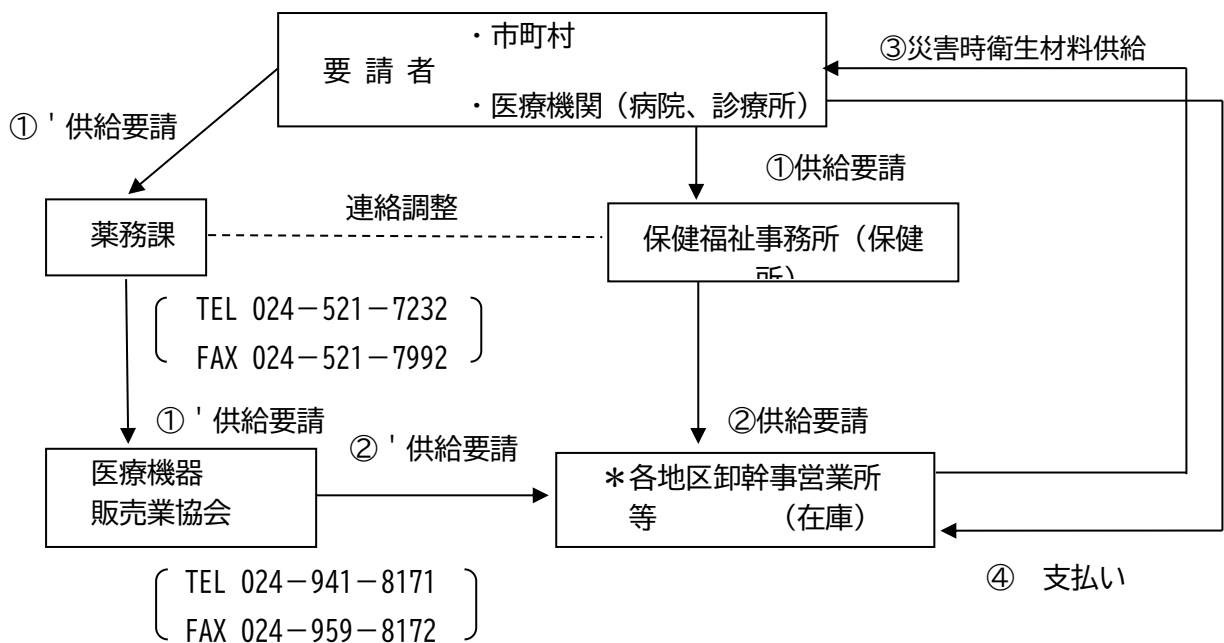
このシステムは、災害発生時に県民が必要とする衛生材料等を、初動期（発生から1～3日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内の6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

福島県薬務課	（電話 024-521-7232）
福島県医療機器販売業協会（サンセイ医機）	（電話 024-941-8171）

災害時衛生材料等供給フローチャート



①② : 通常

①'②' : 災害が広域、又は保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

*各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所		
県北	： 県北保健福祉事務所 ： サンセイ医機株式会社 二本松物流センター	（TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162） （TEL 0243-62-0155, FAX 0243-62-1525）
県中	： 県中保健福祉事務所 ： 株式会社エヌジェイアイ	（TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825） （TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243）
県南	： 県南保健福祉事務所 ： 株式会社エヌジェイアイ	（TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252） （TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243）
会津	： 会津保健福祉事務所 ： 株式会社三陽会津営業所	（TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513） （TEL 0242-27-4134, FAX 0242-28-1134）
相双	： 相双保健福祉事務所 ： サンセイ医機株式会社原町営業所	（TEL 0244-26-1328, FAX 0244-23-4679） （TEL 0244-23-4611, FAX 0244-23-4679）
いわき	： いわき市保健所 ： 株式会社三陽いわき営業所	（TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600） （TEL 0246-27-7631, FAX 0246-27-3607）

第2 清掃・衛生施設・関連業者関係

1. 焼却施設（リサイクルプラザ併設）（資料56）

(1) 名称	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター
(2) 所在	本宮市本宮字作田113番地
(3) 電話	0243-33-5499
F A X	0243-34-3911
(4) 敷地面積	24,488.00㎡
(5) 建物面積	8,291.60㎡

【焼却施設】

(1) 焼却能力	40t/24h×2炉
(2) 処理能力	①スチール 8.00t/5h ②アルミ 1.85t/5h
(3) 保管容量	①カレット 94㎡ ②古紙類 100㎡

【リサイクルプラザ】

(1) 処理能力	16t/5h（粗大ごみ、資源ごみを含む）
(2) 処理方式	選別、圧縮、機密文書等の裁断

2. 資源施設（資料57）

(1) 名称	安達地方広域行政組合リサイクルセンター
(2) 所在	本宮市本宮字作田113番地
(3) 電話	0243-33-5499
F A X	0243-34-3911
(4) 敷地面積	11,703㎡
(5) 建築面積	1,204㎡
(6) 処理能力	①缶類処理系統 3t/5h ②プラスチック製容器包装処理系統 6t/5h

3. 埋立処分場（資料58）

(1) 名称	安達地方広域行政組合東和クリーンヒル
(2) 所在	二本松市東和字寺沢61番地
(3) 電話	0243-61-7777
F A X	0243-61-7778
(4) 敷地面積	56,392㎡
(5) 建物面積	120㎡
ア. 浸出水処理管理棟	513㎡
(6) 埋立面積	13,000㎡
(7) 埋立容量	103,000㎡
(8) 水処理能力	70㎡/日

4. し尿処理場（資料 59）

- (1) 名称 安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター
 (2) 所在 二本松市上竹二丁目172番地
 (3) 電話 0243-22-0958
 F A X 0243-22-2123
 (4) 敷地面積 9,238.80㎡
 (5) 建物面積 1,218.08㎡
 (6) 処理方式 生物学的脱窒素方式+高度処理7
 (7) 処理能力 97kl/日（生し尿74.8kl/日、浄化槽汚泥22.2kl/日）

5. 火葬場（資料 60）

- (1) 名称 安達地方広域行政組合あだたら聖苑
 (2) 所在 二本松市永田三丁目123
 (3) 電話 0243-62-3414
 F A X 0243-62-3420
 (4) 敷地面積 26,389㎡
 (5) 建物面積 2,443㎡
 (6) 炉設備 火葬炉 5基
 汚物炉 1基

6. 産業廃棄物処理許可業者（資料 61）

番号	業者名	所在	電話	備考
1	ウッドペッカー(有)	大玉村大山字北新田 28-1	48-3183	
2	国分農場(有)	大玉村玉ノ井字小高倉 82	43-3888	
3	豊島硝子(株)	二本松市住吉 42-1	23-2720	
4	(株)クリーン商会	大玉村大山字北新田 28-1	48-3183	
5	(株)二瓶商店	本宮市和田字関宿 10-1	64-2444	
6	グリーンリサイクル(株)	二本松市小沢字原 115-28	24-8556	
7	(株)サニックス	本宮市荒井字恵向 121-43	63-5193	

7. し尿収集許可業者（資料 62）

番号	業者名	所在	電話	備考
1	(有)本宮環境サービス	本宮市青田字山田 5-2	33-2770	
2	(有)協同清運	本宮市青田字孫市 41-5	33-3955	
3	(有)安達清掃公社	二本松市下山田 4-1	22-0951	
4	(有)赤坂	二本松市川崎字赤坂 229	52-2131	

8. 葬儀社（資料 63）

番号	業者名	所在地	電話	備考
1	たまのや たまはし	本宮市仁井田字山田 12-2	63-0222	
2	J Aふくしま未来サービス安達催事センター	二本松市杉田駄子内 56-4	22-1210	
3	(株)善邦ほうりん	二本松市上竹 2-286-1	0120-43-1194	
4	(有)丸又葬儀社	二本松市槻木 257-5	0120-03-5598	
5	さがみ典礼	本宮市本宮字中台 24-4	34-1194	

9. 水道工事業者（資料 64）

本宮市水道工事指定店会

NO	業者名	住所	電話	備考
1	(有)浜野和水道	本宮市本宮字塩田 49-2	33-2788	
2	(有)本宮設備	本宮市本宮字南町裡 144-1	33-2592	
3	オオナミ(株)	本宮市高木字戸崎 63-3	33-1001	
4	(有)光設工業所	本宮市青田字孫市 2-25	33-1895	
5	(株)タカマツ	本宮市本宮字一ツ屋 12-7	33-5242	
6	(株)小山設備	本宮市本宮字仲町 39	33-3031	
7	(有)須藤住機工業	本宮市本宮字小幡 33-1	34-5528	
8	(有)三和設備	本宮市和田字作田 3-1	44-4542	

10. 建設業者（資料 65）

南達建設業組合

1 / 2

NO	業者名	住所	電話	FAX
1	石橋建設工業(株)	本宮市高木字舟場 22	33-2519	33-6049
2	川名建設工業(株)	本宮市本宮字田中 47-2	33-2755	33-2757
3	菅野建設工業(株)	本宮市長屋字征矢田 6	44-2120	44-4102
4	國新建設(株)	本宮市糠沢字石ケ作 125	44-3876	44-3042
5	斎藤建設工業(株)	大玉村大山字仲ノ内 123	48-3706	48-3708
6	(有)友正組	本宮市長屋字屋戸 8	44-4291	44-4292
7	(株)長谷川建設	本宮市仁井田字上山田 9	33-3330	33-3340
8	光建設(株)	本宮市本宮字戸崎 7-1	33-2370	33-2380
9	(株)武藤建設	本宮市本宮字欠下 47-1	33-2530	33-5674
10	(有)丸忠建設工業	大玉村大山字南小屋 88	48-4822	48-4823
11	石川工業(株)	本宮市白岩字堤崎 486-3	44-2563	44-3014
12	根本建設(株)本宮支店	本宮市和田字白幡 76-10	44-4755	
13	(有)津守造園	本宮市荒井字三本松 30	33-5835	34-3873
14	国分木材工業	本宮市白岩字大岩入 6	44-2058	44-2058
15	(有)エム・エス・ケー	大玉村玉井字前原 49-12	48-4405	48-3633
16	(有)アドワーク	本宮市本宮字小幡 63-7	63-2433	

第3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表（資料 66）

（災害救助法適用前はこの基準内で市長が定める）

（災害救助事務取扱要領 令和3年6月18日）

1 / 8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 （加算額） 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実績を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合においては避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する		法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

（資料 66）

2
/8

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 限	備 考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規格 建設型仮設住宅に準じる 2 限度額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との実情に応じた額とする 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,160円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、子供の差なし)	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を給食人員日数で除した金額が限度内であればよい。(1食は1/3日)

（資料 66）

3 / 8

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 限			備 考		
飲料水の 供与	現に飲料水 を得ることが できない者（飲料水及 び炊事のため の水であるこ と。）	当該地域にお ける通常の実 費		災害発生の日 から7日以内			輸送費、人件 費は別途計上		
被服、寝 具その他 生活必需 品の供与 又は貸与	全半壊（焼）、 流出、床上浸 水等により、 生活上必要 な被服、寝 具、その他生 活必需品を 喪失、若しく は毀損等によ り使用す ることができ ず、直ちに日 常生活を営 むことが困 難な者	1 夏季（4月～9月）冬 季（10月～3月）の季 別は災害発生の日をも って決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日か ら10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに加算
		全 壊 全 流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を 失った者 （応急的処 置）	1 救護班 使用した薬剤、治療 材料、医薬器具破損等 の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日か ら14日以内			患者等の移送費は別途計上		

（資料 66）

4
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
助 産	災害発生の 日以前又は 以後7日以 内に分娩し た者であっ て災害のた め助産の途 を失った者 （出産のみ ならず、死産 及び流産を 含み現に助 産を要する 状態にある 者）	1 救護班等による場 合は、使用した衛生材 料の実費 2 助産師による場合 は慣行料金の100分の 80以内の額	分娩した日か ら7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の 救出	1 現に生 命、身体が 危険な状態 にある者 2 生死不 明の状態 にある者	当該地域における通常 の実績	災害発生の日 から3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の捜 索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した 住宅の応 急修理	1 住宅が 半壊（焼）若 しくはこれ らに準ずる 程度の損傷 を受け、自 らの資力に より応急修 理をすること ができない者 2 大規模 な補修を行 わなければ 居住すること が困難で ある程度に 住家が半壊 （焼）した 者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限 度の部分 1 世帯当たり ① 大規模半壊、中規模 半壊又は半壊若しくは 半焼の被害を受けた世 帯 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準 ずる程度の損傷により 被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日 から3か月以 内（災害対策基 本法第23条の 3第1項に規定 する特定災害 対策本部、同法 第24条第1項 に規定する非 常災害対策本 部又は同法第 28条の2第1項 に規定する緊 急災害対策本 部が設置され た災害にあっ ては、6か月以 内）	

(資料 66)

5
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
学用品の 供与	住家の全壊 (焼) 流失 半壊(焼) 又 は床上浸水 により学用 品を喪失又 は毀損等 により使用 することが できず、就 学上支障 のある小 学校児童、 中学校生徒、 義務教育 学校生徒 及び高等 学校等生 徒	1 教科書及び教科書 以外の教材で教育委 員会に届出又はその 承認を受けて使用し ている教材、又は正規 の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用 品1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日 から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死 亡した者を 対象にして 実際に埋葬 を実施する 者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる
死体の 搜索	行方不明の 状態にあり、 かつ、備考欄 に記載の事 情によりす でに死亡し ていると推 定される者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡したものと推 定している

（資料 66）

6
／8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
死体の 処理	災害の際死亡した 者について、死体 に関する処理（埋 葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500 円以 内 （一時保存） 既存建物借上費： 通常の実費 既存建物以外： 1体当たり 5,400 円以 内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は別途計 上 3 死体の一時保存にドラ イアイス購入費等が必要 な場合は当該地域にお ける通常の実費を加算で きる
障害物の 除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運 び込まれているた め生活に支障をきた している場合 で、自力では除去 することができない 者	市町村内において障害 物の除去を行った一 世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日 から10日以内	
輸送費及 び賃金職 員等雇上 費（法第4 条第1項）	1 被災者の避難 に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
輸送費及 び賃金職 員等雇上 費（法第4 条第2項）	避難者の避難に係 る支援	当該地域における通常 の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	災害が発生するおそれ段階 の救助は、高齢者・障がい者 等で避難行動が困難な要配 慮者の方の輸送であり、以下 の費用を対象とする ・避難所へ輸送するためのバ ス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降す るための補助員など、避難支 援のために必要となる賃金職 員等雇上費

(資料 66)

7
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当する者の給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（資料 66）

8 /

8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること	救助の実施が認められる機関及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第4 震度階級（資料 67）

1 / 5

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある地震が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これにより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることもあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方の比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなど長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上など実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが震度計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					

(資料 67)

2 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。	

（資料 67）

3 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。		安全装置のあるガスメーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給が停止する。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電が発生することがある。電話がつながりにくい状態（ふくそう）が起こることがある。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。斜面は落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。地域単位でガスの供給が停止することがある。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。斜面は落石やがけ崩れが発生することがある。

（資料 67）

4 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、転倒するものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。通信業者により災害用伝言ダイヤルや災害用掲示板などの提供が行われる。一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。	地盤は地割れが生じることがある。斜面はがけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや倒れるものも多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに斜めや×状のひび割れ・亀裂が見られることがある。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。	地盤では大きな地割れが生じることがある。斜面では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

(資料 67)

5 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していないほとんどの家具が移動したり、倒れたりし、飛ぶものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものが増える。 耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間層が変形し、まれに傾くものがある。	広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。	地盤では大きな地割れが生じることがある。 斜面では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。